

テレワーク等の推進に向けた押印、対面・書面原則等の見直しについて

公益社団法人 経済同友会
代表幹事 櫻田 謙悟

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各企業はテレワーク等を推進し、「オフィス出勤者の最低7割削減」に向けた努力を続けている。本会会員所属企業への緊急アンケート¹によると、出勤者削減率が「80%以上」「70%以上80%未満」の企業は計67.0%となったが、現在の取り組みの中で生じている課題として、「行政向けの書類で印鑑が必要」「郵送されてきた請求書の処理が必要」などが挙げられ、押印や対面・書面原則により、社員が出勤せざるを得ない状況があらためて浮き彫りとなった。

今般、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、まずはテレワーク等において障壁となっている対面・書面手続等について、行政手続や民間慣行等を官民が速やかに見直すべきである。また、中期的には、本会がかねてより提言してきた通り、マイナンバーの利活用促進を含め、社会のデジタル化を強力に推進することで、経済・社会の効率化・合理化を図るべきである。

こうした問題意識に基づき、会員を対象としたアンケート調査を実施したところ（4月24日～28日）、テレワークを推進する観点から急ぎ見直すべき対面・書面手続に加え、国民のライフイベントに関連し恒常的に発生する手続等に関し、多くの意見が寄せられた。これを踏まえ、ライフイベントに関連する手続および新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から緊急に取り組むべき対面・書面等規制・制度について整理した（別紙参照）。

政府におかれては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実効性を高めるためにも、規制改革推進会議で早急に方針をまとめ、IT総合戦略本部等と連携して関係府省庁等において速やかに実行していただきたい。

なお、2017年3月の経済三団体共同提言²では、国・地方を通じた業務標準化を含めたBPRの徹底や、「デジタルファースト」「ワンストップ」「ワンズオンリー」「書式・様式の統一」を原則とした効率的な電子政府の構築を求めた。その後、一部手続のオンライン化等が実現したが、BPRの徹底や対地方公共団体の手続等のデジタル化など進展の乏しい領域も多いことから、これを機に取り組みを加速させるべきである。

¹ 経済同友会『緊急アンケート 企業の新型コロナウイルス感染症対策と課題（出勤者の削減）調査結果』（2020年4月28日）

² 『規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進について』
(<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2016/170329b.html>)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた規制・制度改革【概要】

I. ライフイベントに関連する手続等について

すべての国民がコロナ対策に取り組むという現下の状況に鑑み、生活者の視点から以下のような項目が多数挙げられた。ライフイベントに関連する手続は、コロナ禍下においても変わらず発生することから、こうした事項についても速やかに検討すべきである。

- ✓ 臨時的措置とされている初診からのオンライン診察・服薬指導の恒久化・一般化
- ✓ 選挙におけるインターネット投票の解禁
- ✓ パスポート申請・発給手続のオンライン化
- ✓ 在留期間更新許可申請（在留外国人）のオンライン化
- ✓ 転出入手続、マイナンバーカード、電気・ガス・水道・通信等各種インフラの住所変更手続、郵便物の転送手続、金融機関口座・運転免許証等の住所変更手続のオンライン化・ワンストップ化
- ✓ 戸籍謄本や住民票等の発行・提出・手数料支払等の完全デジタル化
- ✓ マイナンバーカード内の利用者用電子証明書の更新のオンライン化
- ✓ 不動産売買取引における登記や抵当権設定等の完全電子化
- ✓ 賃貸住宅の契約更新手続のオンライン化
- ✓ 保険金請求のための診断書のデジタル化・発行手続のオンライン化
- ✓ 車両登録手続のオンライン化
- ✓ 自動車税・固定資産税納付手続のオンライン化
- ✓ 認可保育園の入園申請や、公立小学校及び中学校の入学手続のオンライン化
- ✓ 高校・大学等の学費納入のクレジットカード払い対応促進
- ✓ 公立高校等の学費納入のネットバンキング対応化
- ✓ 電子マネーでの家賃・公共料金支払い対応
- ✓ 義務教育課程におけるオンライン授業の解禁・普及
- ✓ 満期を過ぎた郵便貯金の払戻手続のオンライン化
- ✓ ヘルスケアデータの電子化・標準化・精緻化
- ✓ マイナポータルを利用したオンラインでの給付・還付処理の実現
- ✓ マイナンバーカードによる公的個人認証を活用した自筆証書遺言のデジタル化

II. テレワーク等の障壁となる対面・書面手続等について

1. 書面規制

(1) 行政手続

各種許認可等の申請・届出等の際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。

(例)

- ①消防法に基づく消防設備点検結果の報告等
- ②建築基準法に基づく容積率制限緩和の申請等
- ③競争入札参加資格の審査申請
- ④人材開発支援助成金の支給申請

(2) 収入印紙・収入証紙等

証紙等を購入するために行政機関に赴いたり、証紙等を貼付した書面の提出が必要になったりすることから、オンライン振込による手数料等の納付や印紙税等の廃止も含めた見直しを検討すべきである。

(例)

- ①契約書（電子契約書以外）
- ②手形（電子手形以外）
- ③屋外広告物の表示・設置許可申請等（手数料を証紙で納付するもの）

(3) 司法手続

交付送達原則により在宅での対応が不可能なため、オンラインでの確認も可能にすべきである。

(4) 補助金・政府研究開発プロジェクト（国プロ）の申請・応募

jGrants を利用可能な補助金の早期拡大や、国プロへの応募に関し、添付資料の提出を含め、完全電子化を図るべきである。

2. 押印

押印を要する書面等には、法令等の定めによるものと慣行によるものの双方がある。法令等によるものについては、実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるとともに、企業間の慣行によるものについては、この機に必要な性を再検証し簡素化を図るべきである。

(1) 法令等の定めによるもの

(例)

- ①法人の登記
- ②代表取締役の就任（再任を除く）
- ③取締役会を置かない会社の取締役就任

(2) 慣行によるもの

(例)

- ①請求書全般
- ②見積書全般
- ③契約書全般
- ④証憑の真正性担保のための原本主義（書面、捺印）

3. 対面規制

(1) 法定講習

対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである。

(例)

- ①自動車運転免許の更新時講習
- ②危険物取扱従事者の危険物保安講習
- ③防火・防災管理者として業務を行うために必要な講習

(2) 重要事項説明

契約締結前に対面で免許証を掲示した上で行うこととなっている重要事項説明を、オンラインでも可能にすべきである。

(例)

- ①建築士法関連の重要事項説明
- ②宅地建物取引業法関連の重要事項説明

以上